

笛吹市再犯防止推進計画（案）に対する パブリックコメントの募集について

1 目的

国では、検挙人員に占める「再犯者率」が上昇していることを踏まえ、平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行し、平成 29 年 12 月に「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」を策定しました。

この法律では、施策を実施する責務が国だけではなく、地方公共団体にもあることが明記されており、地方公共団体に対しても地方再犯防止推進計画を策定するよう努力義務が課されたことから、山梨県では令和 2 年 3 月に「山梨県再犯防止推進計画」を策定しました。

このため、本市においても、住み慣れた地域で、だれもが互いを尊重して支え合う共生社会を推進し、安全で安心した生活が送れるよう「笛吹市再犯防止推進計画」を策定することとしました。

については、国、県の計画を踏まえ、「笛吹市再犯防止推進計画(案)」を取りまとめましたので、今後の計画策定の参考とするため、広く皆様の御意見・御要望をお伺いいたします。

2 意見募集期間

令和 4 年 2 月 10 日（木）～令和 4 年 3 月 3 日（木）

※上記期間、笛吹市ホームページで閲覧できます。

また、上記期間において、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの時間帯に、笛吹市役所市民窓口館市民活動支援課において閲覧できます。

3 提出方法及び提出先

「パブリックコメント意見提出用紙」をダウンロードし、必要事項を記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。

住所、氏名、電話番号は必ず記入してください。電話ではお受けできませんので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子メールの場合

「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を入力後、「pubc-shiminkatsudoshien@city.fuefuki.lg.jp」宛にメールに添付し、送信してください。

(2) ファクシミリの場合

「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を入力後、FAX 番号（055-262-4148）に送信してください。

(3) 郵送の場合

「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を入力後、〒406-0031 笛吹市石和町市部 809-1

笛吹市役所市民環境部市民活動支援課市民生活担当まで郵送してください。

(4) 窓口来庁の場合

「パブリックコメント意見提出用紙」に必要事項を入力後、
笛吹市役所市民窓口館 3 階、市民活動支援課市民生活担当まで提出してください。

4 御意見等の取り扱い

提出された御意見等については、内容ごとに整理・分類した上で、これに対する市の考え方とともに笛吹市ホームページで公開します。

なお、住所・氏名等の個人に関する情報は公開しないことはもとより、ほかの目的で使用することは一切ありません。

5 問い合わせ先

笛吹市役所市民環境部 市民活動支援課 市民生活担当
電話 055-262-4138(直通)